

第 6120 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)平成31年 1月17日 木曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 給与所得の源泉徴収票の提出範囲

Q : 源泉徴収票を税務署に提出しなくてはならない人はどんな人ですか？

A : 次の人です。

【解説】

給与所得者の源泉徴収票の提出範囲は、次のようになっています

【年末調整をした人】

① 法人の役員(現に役員をしていなくても、その年中に役員であった者を含む)は、その年中の給与等の支払金額が150万円を超えるもの。なお役員には、相談役、顧問その他これらに類する者が含まれます。

② 弁護士、司法書士、税理士等は、その年中の給与等の支払金額が250万円を超えるもの

③ 上記①②以外の者は、その年中の給与等の支払金額が500万円を超えるもの

【年末調整をしなかったもの】

① 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した者で、その年中に退職した方等は、その年中の給与等の支払金額が250万円を超えるもの(法人の役員については、50万円を超えるもの)

② 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した者で、その年中の主たる給与等の金額が2,000万円を超えるため、年末調整をしなかったもの

③ 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出しなかった者(給与所得の源泉徴収税額表の月額表又は日額表の乙欄又は丙欄の適用者)は、その年中の給与等の支払金額が50万円を超えるもの

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

